



2016  
年版

# 行政対象暴力の 現状と対策

全国暴力追放運動推進センター  
警察庁組織犯罪対策部

# 暴力団の勢力

## 1 平成27年における主な暴力団情勢とその対策

8月末に指定暴力団六代目山口組傘下の直系組長13人が離脱し、神戸山口組を結成したことを受け、組織分裂に伴う対立抗争事件の防遏と組織の弱体化を図るため、両団体に対する取締りや警戒の強化、関連情報の収集等を推進しています。

分裂を受け、相互の切り崩しが活発に行われ、全国各地で両団体間における事件やトラブルが散見されていることから、警察では、引き続き両団体の動きを最大限の注意を持って把握し、火種となるような事件の検挙を徹底するなどして、抗争を防遏するとともに、この機会に両団体に対する取締り等を徹底し、その弱体化を図ることとしています。

さらに、近年、特に暴力団情勢が緊迫している福岡県においては、工藤会に対する集中的な取締りにより、団体役員親族に対する組織的殺人未遂事件や上納金をめぐる所得税法違反事件等で工藤会総裁等の幹部を立て続けに検挙するなどしています。今後も、取締りや資金源対策を更に強化するとともに、離脱支援や離脱者の社会復帰対策を更に推進していくこととしています。

このほか、暴力団排除の取組を一層進展させるため、暴力団排除に取り組む事業者に対する暴力団情報の提供と保護対策の強化等に取り組んでいます。



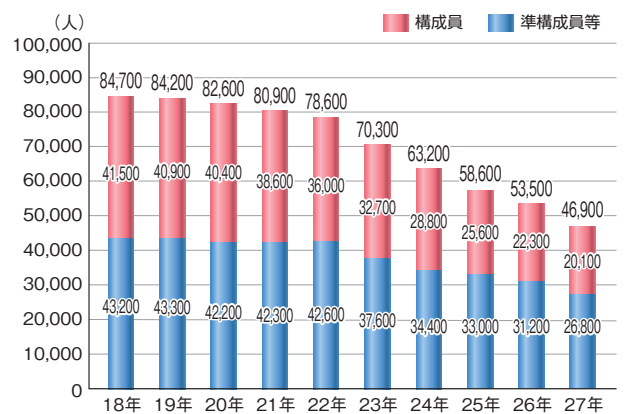
放火された飲食店

## 2 暴力団構成員等の状況

暴力団構成員及び準構成員等（以下「暴力団構成員等」といいます。）の数は、平成27年末現在46,900人で、前年と比べ、6,600人減少しました。うち、暴力団構成員の数は20,100人で、前年に比べ2,200人減少し、準構成員等の数は26,800人で、前年に比べ4,400人減少しました。

注：暴力団とは、「その団体の構成員が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」（暴力団対策法第2条第2号）のことをいいます。

■ 暴力団構成員及び準構成員等の推移



※総数、構成員数及び準構成員等の数は概数です。

## 3 暴力団構成員等の検挙状況

### ◎資金獲得犯罪の取締り

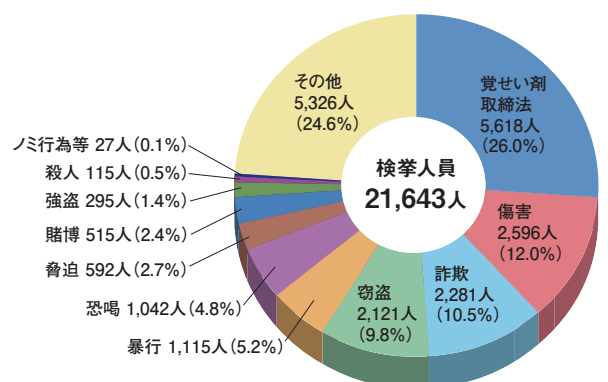
暴力団は、その時々々の社会情勢の変化に対応しながら巧みに資金獲得活動を行っており、資金獲得犯罪も、暴力団の威力をあからさまに示す形態だけでなく、各種企業活動を利用したもの、公的給付金制度を悪用したもの、一般の経済取引を装うもの、政治・社会活動を仮装するものなど、多様化しています。

警察では、暴力団の資金獲得活動を把握し、各種経済取引や各種業、資格等から暴力団等を排除するなど、戦略的な資金源の遮断を進めています。



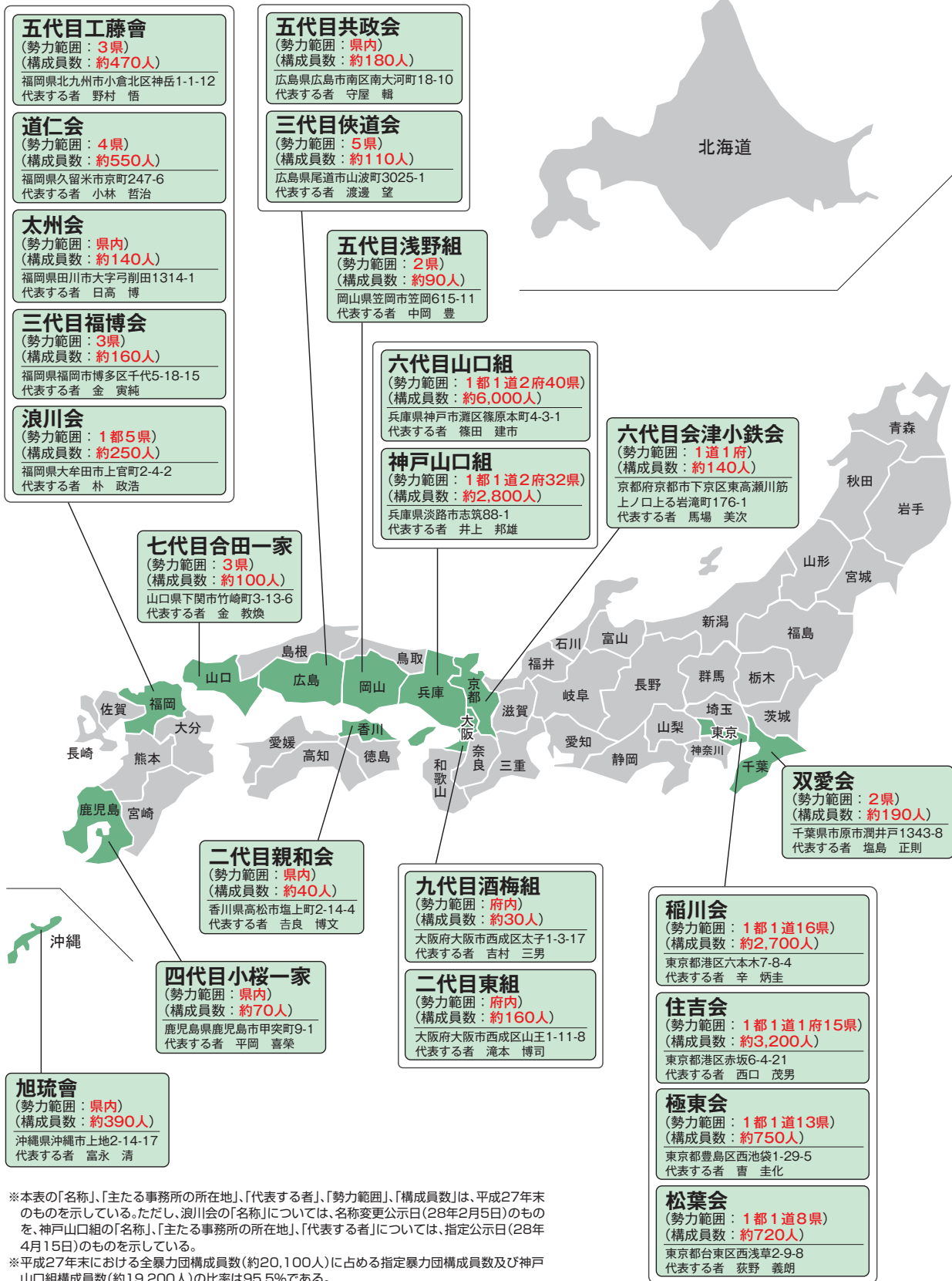
賭博の摘発

■ 暴力団構成員等の罪種別検挙人員(平成27年)



## 4 指定暴力団の状況

### 指定暴力団分布図 (22団体)



※本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「勢力範囲」、「構成員数」は、平成27年末のものを示している。ただし、浪川会の「名称」については、名称変更公示日(28年2月5日)のものを、神戸山口組の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」については、指定公示日(28年4月15日)のものを示している。  
 ※平成27年末における全暴力団構成員数(約20,100人)に占める指定暴力団構成員数及び神戸山口組構成員数(約19,200人)の比率は95.5%である。